

家庭のゼロエミッション行動推進事業実施要綱

(制定) 平成31年 3月 7日付30環地地第479号決定
(改正) 平成31年 4月12日付31環地地第18号決定
(改正) 令和 2年10月28日付 2環地地第278号決定
(改正) 令和 3年 2月15日付 2環地地第452号決定
(改正) 令和 4年 2月15日付 3環地地第453号決定
(改正) 令和 4年 6月 3日付 4環地地第101号決定
(改正) 令和 4年 9月20日付 4環気家第86号決定
(改正) 令和 4年11月30日付 4環気家第162号決定

第 1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、東京都内（以下「都内」という。）の家庭のエネルギー消費のうち、特に消費量が多い家電等の使用に伴うCO₂排出量を削減するために行う「家庭のゼロエミッション行動推進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

設置済みの冷蔵庫、エアコン、給湯器又はLED照明器具以外の照明器具を、対象家電等に買い換えた都民に対し、東京ゼロエミポイント（以下「ポイント」という。）を付与し、及びポイント数に応じた金券類を交付するとともに省エネアドバイスを実施する。

第 3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 運営事務局 公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）により第4 1に定める方法で選定され、本事業の事務運営を行う事業者
- 2 都民 都内に住所を有する個人であって、その住所を別に定める公的な書類等で証明できる者
- 3 対象家電等 省エネルギー性能の高い冷蔵庫、エアコン、給湯器又はLED照明器具
- 4 対象家電等購入者 住宅に設置済みの冷蔵庫、エアコン、給湯器又はLED照明器具以外の照明器具を別に定める期間内に対象家電等買い換え、都内の住宅に設置する都民
- 5 東京ゼロエミポイント 運営事務局に申請を行った対象家電等購入者に対して付与するポイント
- 6 LED割引券使用可能店舗 都内で個人の顧客に対してLED照明の小売販売を行っており、本事業の参加者として運営事務局が登録した事業者
- 7 LED割引券 LED割引券使用可能店舗において、LED照明の購入時に使用可能な割引券として、対象家電等購入者（LED照明器具購入者を除く。）に対して交付するもの

- 8 LED照明 発光ダイオードを使用する照明器具又はランプ
- 9 LED照明器具 発光ダイオードを使用する照明器具

第4 本事業の具体的な内容

1 運営事務局の選定

公社は、運営事務局を公募により選定する。

2 助成対象者

公社は、運営事務局に対し、ポイント原資及び事務費に係る助成金を交付する。

3 ポイント付与

(1) ポイント付与の概要

ポイントの付与を受けようとする対象家電等購入者は、別に定める期間内に運営事務局に対しポイントの付与を申請する。

当該申請を受けた運営事務局は、当該申請の内容が別に定める要件に適合するか等を審査し、審査の結果適正と認められた場合に当該対象家電等購入者にポイントを付与し、及びポイント数に応じた金券類を交付する。

(2) ポイント付与対象製品

ポイント付与の対象となる対象家電等は、次に掲げるとおりとする。

- 一 冷蔵庫 新品であり、JIS C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度2021年度）が100%以上であって、本事業の対象家電等として登録されたもの
- 二 エアコン 新品であり、次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 令和4年9月30日までに本事業の対象家電等として登録されたものであって、JIS C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度2010年度）が100%以上のもの
 - イ 令和4年10月1日以降に本事業の対象家電等として登録されたものであって、小売事業者表示制度に基づく多段階評価点が1.0以上のもの
- 三 給湯器 新品であり、次の各号に掲げる給湯器の種類に応じ、当該各号に定める要件を満たすものであって、本事業の対象家電等として登録されたもの
 - ア 電気ヒートポンプ給湯器 JIS C9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上（寒冷地仕様にあつては2.7以上）であること。
 - イ 潜熱回収型ガス給湯器 給湯部熱効率が94%以上であること。
 - ウ 潜熱回収型石油給湯器 連続給湯効率が94%以上であること。
 - エ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 次の全ての要件を満たすこと。
 - (ア) 熱源設備として電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムであること。
 - (イ) 貯湯タンクを持つものであること。
 - (ウ) 年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上であること。
- 四 LED照明器具 新品であり、かつ、屋内に固定して使用するもの（シーリングライト等をいい、容易に持ち運ぶことができる一般的なコンセント型のものを除く。）

(3) ポイント数

ア 冷蔵庫、3(2)ニ アに該当するエアコン又は給湯器の買換えの場合

ポイント付与対象者に付与するポイント数は、次表左欄に掲げる対象家電等の種類及び同表中欄に掲げる対象家電の冷房能力又は定格内容積に応じ同表右欄に掲げるポイント数とする。

付与するポイントのうち、1,000ポイント分は1,000円分のLED割引券として交付し、残りのポイント分は別に定める金券類として交付する。

対象家電等の種類	対象家電等の冷房能力又は定格内容積	ポイント数
冷蔵庫	250ℓ以下	11,000ポイント
	251ℓ以上500ℓ以下	13,000ポイント
	501ℓ以上	21,000ポイント
省エネルギー基準達成率114%以上のエアコン	2.2kW以下	12,000ポイント
	2.4kW以上2.8kW以下	15,000ポイント
	3.6kW以上	19,000ポイント
省エネルギー基準達成率100%以上114%未満のエアコン	2.2kW以下	7,000ポイント
	2.4kW以上2.8kW以下	8,000ポイント
	3.6kW以上	9,000ポイント
給湯器	—	10,000ポイント

イ 3(2)ニ イに該当するエアコンの買換えの場合

ポイント付与対象者に付与するポイント数は、次表左欄に掲げる冷房能力及び同表中欄に掲げる対象家電の多段階評価点に応じ同表右欄に掲げるポイント数とする。付与するポイントのうち、1,000ポイント分は1,000円分のLED割引券として交付し、残りのポイント分は別に定める金券類として交付する。

冷房能力	対象家電の多段階評価点	ポイント数
2.2kW以下	2.0以上2.9以下	7,000ポイント
	3.0以上	12,000ポイント
2.4kW以上2.8kW以下	2.0以上2.9以下	8,000ポイント
	3.0以上	15,000ポイント
3.6kW以上	1.0以上1.4以下	9,000ポイント
	1.5以上	19,000ポイント

ウ LED照明器具への買換えの場合

ポイント付与対象者に付与するポイント数は、次表左欄に掲げる対象家電等の種類及び同

表中欄に掲げるポイント付与対象事由に応じ同表右欄に掲げるポイント数とする。

付与するポイントは、全て金券類として交付する。

対象家電等の種類	ポイント付与対象事由	ポイント数
LED照明器具	LED照明器具購入	3,000ポイント
	LED照明器具購入に係るポイントを申請する者において、取替え作業費が発生する場合	2,000ポイント

(4) その他

運営事務局が実施するポイント付与等の事務の詳細及びポイント申請に係る必要書類、申請期間等については、それぞれ別に定めるものとする。

第5 本事業の実施体制

本事業の実施体制は次のとおりとする。

- 1 都は、公社に対し、第4 3の規定によるポイント原資及び運営事務局の事務費として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 公社は、運営事務局に対し、ポイント原資及び事務費に係る助成金を交付し、都と連携の上、運営事務局の指導監督を行う。
- 4 運営事務局は、本事業の事務運営を行う。
- 5 都は、1の規定による出えん金のほか、公社に対し、本事業の実施に係る事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、次の各号のとおりとする。

- 1 対象家電等購入者によるポイント付与申請の募集は、平成31年度から令和5年度まで行う。
- 2 ポイントの付与、LED割引券の交付及び使用、運営事務局への支払業務等、本事業に関連する事務については、平成31年度から令和6年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（平成31年3月7日付30環地地第479号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月12日付31環地地第18号）

この要綱は、平成31年4月16日から施行する。

附 則（令和2年10月28日付2環地地第278号）

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

附 則（令和3年2月15日付2環地地第452号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月15日付3環地地第453号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月3日付4環地地第101号）

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附 則（令和4年9月20日付4環気家第86号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月30日付4環気家第162号）

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。